

令和 7 年 第 7 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	熊谷隆一	２番	村田薫
３番	鈴木正洋	４番	藤原政春
５番	高山茂雄	６番	高橋邦武
７番	深澤均	８番	伊藤福章
９番	高橋正和	１０番	泉美和子
１１番	深沢義一	１２番	熊谷良夫
１３番	澁谷俊二	１４番	長谷川幸子
１５番	鈴木良勝	１６番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 農事務局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇深澤 均 議員

○議長（森元淑雄） はじめに、7番、深澤 均議員の一般質問を許可いたします。深澤 均議員は登壇願います。

（7番 深澤 均議員 登壇）

○7番（深澤 均） おはようございます。

通告に従って質問をまいります。

「子どもの激減対策について」であります。私は、子供の出生数が激減している現状に強い危機感を感じます。令和7年度出生計画は50人です。1年前の令和6年度計画の85人から35人の減少、10年前の平成27年の125人の出生数に比較すると、6割もの激減で看過できない状況にあります。これまで国、県、町と力を合わせて子育て支援を行ってきましたが、必ずしも成果につながっていないのではと感じます。まずは、現状に対して町長の認識をお聞かせください。

美郷町では、「美郷町こども計画」を新たに策定し、今後5年間の子育て支援の基本的な方向性を示しています。子育て家庭への調査では、「子育て（教育を含む）について経済的に不安や負担感を感じる」と答えた方が64%と高くなっています。これに対して計画では、より子育てしやすい町となるための重要なこととして「教育費や給食費の負担軽減」が強く望まれているとしなが

らも、町の方向としては現状維持としています。

私は10年後の美郷町を思うとき、子供の激減は町の全ての生活基盤の縮小につながる重大な課題と考えます。お店やスーパーなどが減少し、病院や交通機関も不便になり、高齢者の安心安全な暮らしに直結していきます。

今を生きる私たちは、子供のいない寂しい未来を引き渡してはいけません。先人の方々がそうであったように、住みよい町を未来につなげるため、精いっぱい努力と挑戦が不可欠と考えます。

これまでの一般質問でも意見のあった給食費の無償化、高価なランドセルからの脱却、教材費の無料化など教育費の負担軽減策や、他自治体での事例から、小中学校入学祝金の高校入学までの拡大する経済支援など、子育て世帯の負担軽減をより一層推進し、町全体で支えるべきと考えます。

また、現状の出産応援金は1人目、2人目と同額支援になっていますが、多子世帯の苦勞からすれば、第2子以降の加算を検討してみてもいいと思います。子供を望む方には、安心して産み育てられる町、生まれてくる子供には美郷に生まれてよかったと思える町を目指してもらいたいと思います。

この重大な課題は、町長のリーダーシップに期待するところが大変大きいわけですが、子供激減対策についての町長の所見を伺います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

厚生労働省が公表した令和6年人口動態統計月報年計によりますと、国全体の出生数は、68万6,061人で過去最少となり、前年比4万1,227人の減少で9年連続の減少となっているところで

こうした中、本町における出生数については、令和4年度70人、5年度52人、6年度50人と推移しており、国と同様、減少の一途にあるところです。その内訳を見ますと、第1子は4年度が27人、5年度が17人、6年度が25人と上下しながら減少し、第2子以降については、4年度が43人、5年度が35人、6年度が25人と減少してきていることは、ゆゆしき状況と認識しております。

こうした町の状況が、国の状況と同じかどうか検証はできていませんが、国や県、市町村もそ

れぞれが少子化対策を実施してきて、なお出生者が減少し続けていることは受け止めるべき現実として認識しているところです。しかしながら、だからといって施策効果がないと決めつけることもできないものと考えております。もし、各般の施策を実施していなければ、どれほど減少したか検証できないからです。

少子化の原因については、議員ご承知のとおり、経済的負担の課題のみに限った話ではなく、生き方や働き方も関連する複雑なものであると言われておりますので、引き続き幅広い視点が求められるものと存じます。

少子化の原因がそうした幅広さがあるがゆえに、経済的支援を中心とした現在の自治体の支援策では少子化の歯止め対策に限界がある旨、さきの報道等でも触れられているところであり、出生に関係する婚姻数についても、実際、ピーク時の半数以下との報道もあるところです。こうした状況を踏まえ、将来に影響を及ぼす少子化問題には、自治体による経済的支援策は否定しないわけですが、国の「こども未来戦略加速化プラン」の拡充も含めた、国全体の抜本的な支援強化が求められる段階にあるものと私は思います。

こうした認識の下での子育て支援に関する美郷町の取組についてですが、財政健全化を踏まえつつ、現在と将来に対する財政支出のバランス感に留意しつつ、子育て支援に係る国や県の施策を受け止めながら、町独自の支援策を展開してきているところです。

具体的には、国の「こども未来戦略加速化プラン」に伴う児童手当の所得制限撤廃、高校生年代までの延長、第3子以降月額3万円への増額、妊婦支援給付金の支給、出産一時金の引上げ、県における妊婦のための支援給付事業や18歳までの医療費無償化などに対応しながら、町独自の施策としてゼロ歳から2歳児の保育料無償化、出生児1人に5万円を給付する出生祝金、在宅子育て支援給付金などきめ細かく支援策を講じてきているほか、教育に係る支援として、就学援助費、特別支援教育就学奨励費、児童生徒及びスポーツ少年団等派遣費補助金の支給や交付、学校給食食材の一部負担なども実施し、多様な経済的負担軽減策の展開に努めてきたところです。

今後につきましては、先ほど議員からご説明がありました各般の取組には、これまでと同様の方向で対応していくとともに、新たなご提案である出生祝金に加算については、より効果を求めたい施策に予算を振り分ける認識で現段階は考えず、まずはさきの議会において答弁しております、小学校の給食費無償化実施に合わせた中学校の給食費無償化の実施の検討、妊婦さんに対する新たな支援策充実の検討、そして、建築中の子育て支援拠点施設の早期供用と利用促進策などの検討を深め、美郷町としてさらなる支援策の充実を期してまいりたいと存じます。

いずれ、少子化に伴う社会影響は承知しているつもりですので、引き続き少子化への歯止めを

目的とした支援の在り方について、できる限り深く考えるとともに、国の抜本的な支援強化策等に対しても関係者に対し意見を伝えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均議員の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均） 今、町長が申し上げましたように、大変重大で大きな課題だと思っています。全国的に見ても、少子化には歯止めがかかっていません。しかし、そんな中でも、頑張っている自治体もあります。昨年、私たち教育民生常任委員会では、子育て日本一と言われる岡山県奈義町に視察研修に行ってきました。岸田元首相が異次元の少子化対策ということで、視察に訪れた町でもあります。これがそのときの奈義町の資料でありますけれども、何ととってもすごいのが、2.95という出生率の高さで、子育て世帯の半数が3人以上の多子世帯ということであります。

実際の数字で見えますと、奈義町の人口5,500人ありますが、令和元年には55人の出生があり、2.95という出生記録をいたしました。加えて、直近の過去10年の出生数は513人あります。その前の10年間は496人ということで、17人ほど増えている状況であります。すごい成果でありまして、やればできるんだなという思いをして感じてきました。ちなみに、美郷町の人口1万7,000人に置き換えてみますと、170人ほどの子供が生まれたことになり、20年以上前の数字であります。奈義町が独自で子育て支援を開始したのは平成16年で、第3子出産応援金10万円が始まりであります。以後20年余りにわたって医療費、給食費、教材費などの無料化をはじめ、多子世帯支援や、高校生には、現在、1人年間24万円の支援金を行っています。その他細やかな子育て支援サポートを段階的に進めている現状にあります。

現在は、少子化対策は最大の高齢化福祉ということで、一般会計予算45億円に対して、2億円ほどの町単独の支援を行っている状況にあります。このように、奈義町の事例を見えますと、国の施策に頼り過ぎず、自分事として挑戦する姿勢がありました。奈義町のこのような出生率の高さ、町単独支援の在り方について、町長の率直な感想をお聞かせください。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

ただいま紹介いただきました岡山県奈義町の事例は、大変すばらしいものだと思っております。一方、奈義町の置かれてる環境は美郷町とは多分違いがあるものと思います。つまり、財政の支出の先をどのように割り振りするかというのは、地域の実情に応じて対応、判断すべき

ものでありますので、奈義町の詳細を知らない状況において、決めつけた言い方はいたしません。ですので、美郷町においては、現在の、合併してから20年のこのプロセスの中で投資のバランス感あるいは世代間のバランス感を意識しながら、合併して1つの美郷町になるためのプロセスとして予算の割り振りをしてまいりました。現在においても、美郷町が抱える課題について、どのようなバランス感を持った財政支出がいいのかということは意識するべきでありますので、先ほど言いましたとおり、今後こちらに関して出生率を上げるための少子化対策については、重要な課題であると考えておりますので、できる部分での経済的負担、軽減策については、先ほど答弁したとおり3点については確実に前に進めていこうと考えています。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）

深澤 均議員の再々質問を許可いたします。

○7番（深澤 均） 今財政の話が出ました。バランス感、非常にやはり大切なことだと思います。町長としての責任の一番大きいところかと思いますが、町の財政、これまで見てみますと、子育て支援の財源についての質問でありますけれども、実質公債比率、それから経常費比率、どの指標を見ても大変良好な状態に私はあると思っています。公債費比率がマイナスということで、ここ数年ほど黒字決算でありますけれども、これは、町長の手腕によるところが大変大きいわけですが、財政健全化に取り組むことは大変重要なことだと認識しています。

また一方で、今、町民が困っていること、不安に思っていることなどの課題を時期を逸することなく取り組むことも大変大事なことで私は考えます。美郷町の未来を担う子供が激減している今こそ子育て支援対策にその財源を生かすべきと考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思いますが、美郷町のこれまでの取組が決して薄いものではないということを、議員には改めてご認識いただきたいと思います。その上で、財政健全化も少子化と同じように、将来の不安をなくすための今できることが財政の健全化です。つまり、今よければ将来は知らないという観点に立てば、財政健全化ということ自体が存在しなくなります。ですので、議員がおっしゃったことも含んだ上での財政健全化であることをご理解いただきたいと思います。

その上で、財政の指標は確かに私どもは秋田県内においては悪くはございません。しかし、全国的にどうかというと、決して胸を張れる内容でもない。また、公債費比率が黒字なども、それ

は起債の繰上償還等をやった結果でありますので、起債の残高並びに現在の財政構造が、議員がおっしゃるほど良好であるという一言では片づけられない複雑さがあることもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄） これで7番、深澤 均議員の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 議員

○議長（森元淑雄） 次に、10番、泉 美和子議員の一般質問を許可いたします。泉 美和子議員は登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） おはようございます。

通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、「こども誰でも通園制度」について質問いたします。

こども誰でも通園制度は、6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用枠の中で時間単位で通園できる制度です。全ての子供の健やかな育ちを応援し、保護者の子育てに関する負担を軽減して社会全体で子育てをしていくという制度の理念は大切だと思いますが、子供の安心安全が保障されるのか。また、保育所と預かる側の負担が大きいなど、既に懸念の声が出されています。この制度についての町長の見解をお伺いいたします。

令和8年度から全自治体で実施することになっていますが、町ではどのような運用となるのか伺います。

条例の制定時期などを含め、今後の流れについて伺います。

この制度の本格的実施を見据えて、こども家庭庁は、昨年度既に試行的事業を実施し、今年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施する自治体も増やしています。試行的事業の中で出てきた課題として、こども家庭庁の取りまとめでは、幾つかの課題や再検討の必要性が指摘されています。

例えば、利用時間をもっと延長することや、人員配置基準について、専門性のある保育士が関わることを基本にすること。ゼロ歳から2歳の発達の特長や見識を有した上で、十分な保育の経験を持つ保育士が必要であることなどが挙げられています。

これらの課題をどう受け止めるのか、お伺いいたします。

この制度には、保育士不足による対応の困難さや利用する子供の適応問題なども指摘されてい

ます。十分子供の安全が守れる保育士の配置が必須です。制度導入に当たって、利用時間や利用方式、保育士の配置基準や資格の有無についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、国が「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての子供が安心して育つことができる環境を整えるために、令和8年度からの本格実施を目指して制度設計を進めていることは、議員ご承知のところではあります。

「こども誰でも通園制度」には、在宅で子育てをする世帯の子供が同年齢の子供たちと触れ合ったり、一緒に遊んだりする機会を得られにくくなっている今日、家庭とは異なる経験や家族以外の方と関わることで、子供の心身の健やかな成長や発達に良い影響を与えることが期待されております。

さて、本制度に関する対応についてですが、本制度は全国の自治体において、対象となる全ての子供がひとしく利用できる制度であることから、利用の調整に関しては、全自治体共通の利用システムにより利用調整が図られることとなっており、現在そのシステム導入に関する検討調整を行っているところです。また、制度導入に関する新たな条例や規則制定につきましては、政令や内閣府令の公布を踏まえ、制度の周知期間も視野に入れつつ、年度末までには確実に整備していくこととしております。

議員もご承知のことと思いますが、本制度については2つの実施方式があり、施設の利用定員を拡充する一般型事業と、現在の利用定員内で対応する余裕活用型事業があります。美郷町としてどちらの方式を選択することがよいか、現在検討中で決定に至っておりませんが、10月を目途に決定してまいりたいと考えているところです。

なお、一般型事業を選択した場合は、利用定員を拡充する関係から、職員の増員が必要となります。また、利用時間については、対応できるマンパワーと利用ニーズの見通しの兼ね合いで決定することとなりますので、今後実施する方式の選択を踏まえ、美郷町の状況に応じた利用時間の設定を検討、調整してまいりたいと存じます。

また、保育士の配置については、実施方式によって、よるべき基準に違いがありますので、実施方式が決まっていない現在、保育士配置に関して言及できませんが、こちらでも実施する方式の選択を踏まえ、基準を踏まえた適切な配置に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「あります」の声あり）泉 美和子議員の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 具体的なことはこれからということなので、ちょっとこの制度の基本的な考え方といいますか、ちょっと問題点が指摘される点などについて、ちょっと町長の所見を伺いたいと思います。

この制度では、ゼロ歳から後半から何といいますか、赤ちゃんというのは人見知りをしたりとか、まず8か月の不安とかと保育の用語では言われているそうですけれども、こうした時期、保育所へ入所、子供にとっては大きな不安が生じると、保育者にとっても一人一人の気持ちに寄り添って保育して見ていかないといけないので、負担もすごく大きいと、そういう制度で、まずは保育というのはそういうことなんですけれども、このこども誰でも通園制度になると、今、町長も一体どういう形にするかによりますけれども、自由利用だとかそういうふうになると、大変子供に不安定な状況が生まれてくると、一番保育者と大人と接して人間関係をつくっていかないといけない、それで安心していくという時期に、いろんな短時間でなかなか慣れない保育になってしまうと、そういうことが懸念されています。だから、実施するに当たってはそういうことをぜひ十分検討していただいて、子供にとっていいやり方をぜひ行っていただきたいと思います。

それから、保育者のほうから見ると、何というか子供が短い時間で来るわけですので、なかなか安定して関わりを求めていくことが大変になると、そういうことですごく実施している自治体では保育士の負担がすごい増えて、緊張とかストレス、それがすごく多いということが指摘されています。やはり一番の課題は、根本的な問題では保育基準を引き上げていって、必要な保育士を確保するということだと思いますけれども、そういう点が何といいますか、今のこども誰でも通園制度は、そういうことをちょっと保育のそういう根本のところをないがしろにして、何か簡単にして預かればいい、単純に預かればいいみたいな、そういうことではないのだということを、そこがすごく政府のやり方に対して批判なども出ている点だと思いますけれども、その点ぜひ考慮して、今後制度導入に当たっていただきたいと思うのですが、その点をよろしく願いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

各般の制度について、八方全てよしという制度が存在するかどうか承知しませんが、やはりそれぞれ新たなことを展開するに当たっては、様々な不安が生じるものだろうと思います。議員今おっしゃった課題等についても、不安を感じる方もいらっしゃるものと存じます。そうした不安

を解消するために、預ける側の認識、受け止める側の認識、それぞれが認識を高く持ち対応できる部分に対応するということに尽きるのではないかと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子） 高齢者へのエアコン購入助成を求めて、質問いたします。

最近の夏は、大変な異常気象による猛暑で熱中症による健康被害が深刻化しています。全国では、熱中症対策として高齢者や低所得世帯を対象に、エアコンの購入設置に係る費用を助成する自治体が増えています。高齢者は、特に体温調整機能が低下しているだけでなく、暑さを感じにくくなったり水分補給が不足したりするため、熱中症リスクが高まります。エアコンは熱中症を予防し、健康を守るための重要な手段です。県内でも、北秋田市では上限5万円、能代市では上限6万7,000円の補助を実施しています。能代市では、今年度から始めましたが、北秋田市では昨年度始めて、申込みが殺到し補正をしたということを伺っております。

ぜひ当町でも実施すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町における高齢者の方に対する熱中症予防の取組についてですが、各地域のふれあいサロンや老人クラブに町職員等が出向いて実施している「介護予防教室」で熱中症が心配される時期には、パンフレットを配布して予防に関する講話を行っているほか、75歳以上の方のみの世帯を対象に行っている「高齢者世帯実態把握調査」では、夏期の訪問時は熱中症予防に関するパンフレットなどをお渡しし、注意喚起を促すなどの取組を行っているところです。

また、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、気候変動適応法による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターについて、令和6年度より町内6施設を指定し運用しております。大曲仙北広域市町村圏組合消防本部によりますと、高齢者の熱中症と思われる救急搬送は、美郷町において令和5年度は13回でしたが、令和6年度は7回と6回減になっているところです。その要因については、熱中症予防に関して、自身の体調に留意する意識向上があるものと思いますので、引き続き各般の手法をもって注意喚起を行ってまいりたいと存じます。

ご質問の高齢者世帯に対するエアコン購入費助成についてですが、現在、県では「第3弾あき

た省エネ家電購入キャンペーン」を実施しており、CO₂排出量の削減に向けて、一定の省エネ性能を有するエアコンの購入支援策を講じております。町といたしましても、こうした県施策に連携する観点で、熱中症対策を図りながら地球温暖化対策にも資するよう、今年度に限る支援として国の交付金を活用したエアコン導入支援策を検討し、近く具体化してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。

○10番（泉 美和子） 再質問ではありませんが、一言よろしいでしょうか。

○議長（森元淑雄） はい。

○10番（泉 美和子） 国、県の支援策というのは最大2万円とかそういう金額だったと思いますので、ぜひもう少し独自で増やしていただきたいということを申し述べて、質問を終わります。

○議長（森元淑雄） これで10番、泉 美和子議員の一般質問を終わります。

◇高 橋 邦 武 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、6番、高橋邦武議員の一般質問を許可いたします。高橋邦武議員は、登壇願います。

（6番 高橋邦武議員 登壇）

○6番（高橋邦武） 通告に基づき、デジタル社会の実現に向けた行政DXの推進について、一般質問いたします。

人口減少や高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地域の過疎化、賃金の格差など多くの課題が地方自治体に存在しています。こうした地域課題の解決や産業の振興に導くものとして官民間問わずDX推進の機運が高まっています。

DXとは、デジタル技術を活用した社会変革を意味する「デジタル・トランスフォーメーション」の略語であり、その必要性が広く認識されてきています。

国では、令和3年9月のデジタル庁設置後、全国どこでも誰もが便利に快適に暮らせる社会を目指し、令和5年12月に「デジタル田園都市国家構想基本戦略」を閣議決定しました。

県では、令和4年3月に秋田県DX推進計画を策定し、行政、産業、くらしという3つの施策の柱に加え、環境基盤の観点からもそれぞれの具体的な取組事項が示されています。

町では、令和6年3月に「美郷町DX推進基本計画」を策定し、令和11年度までに取り組む基本方針を住民・町内・地域の3つに分け、個別施策とスケジュールを掲げるとともに、同年12月には同計画アクションプランを策定し、具体的な事業を示しています。

行政手続のオンライン化については、インターネットの利用で庁舎窓口に行く必要がないことから、私が令和6年3月定例会で一般質問した経緯がありますが、そのときの答弁では令和5年3月末時点でオンライン化実施済みが29件でありました。

アクションプランでは、令和8年度までに120件という目標を掲げていますが、日進月歩のデジタル社会で、その達成に向け町独自の手続をどのように進めていくのかお伺いいたします。

また、発注・契約事務をシステム化し、業務の効率化を図るとともに、契約手続を電子化し、事業者の利便性向上につなげる施策が予定されています。契約事務は、書類の印刷製本・封入・送付・保管など多くの手間がかかりますので、電子契約システムを導入し、デジタル化することによりコストと時間の削減を図ることができます。

当該システムの選定に当たっては、費用や機能を比較することが重要と言われていますが、導入の検討状況や運用見込みについてお伺いいたします。

次に、庁内DXでは、会議等において紙の文書や資料をデータ化するとともに、電子決裁の導入により、行政事務全般のペーパーレス化を推進することとしています。

令和6年11月まで美郷町議会活性化検討会を開催しましたが、検討項目の一つにタブレット端末の導入がありました。タブレット端末は、本会議や委員会等の資料の送信・閲覧・審議、各種資料の保存・共有・閲覧、議会広報紙の編集・校正など、多岐にわたる活用が可能であり、県内でも過半数の市町村で導入されています。

議会の対応方針としては、町DX推進基本計画に基づき、町全体が同歩調で進めることに決定し、アクションプランの記載を待つことにしていました。しかし、そこには一字の記載もなく、期待外れに終わったわけですが、必要に応じて計画の見直しを行うことが明示されていますので、タブレット端末の導入を年度計画に加えることができないかお伺いいたします。

次に、庁内でデジタル技術を活用し、業務プロセスの見直しや、AI（人工知能）等の利用によるBPR（業務改革）を実践できる人材の育成とさらなる強化が求められています。このため、BPR研修を実施し、町職員の能力向上を図るとともに、デジタル意識の醸成やデジタルスキルの底上げに取り組んでいます。

また、令和5年10月から外部人材となるDX推進アドバイザーを登用し、全庁横断的なDX推進体制の構築、庁内システムの最適化、DX機運醸成の職員研修などについて、専門的な立場から支援を受けると聞いていました。この外部人材は、令和7年度までの予定となっていますが、これまでの成果と今年度中に達成すべき目標・使命についてお伺いいたします。

最後に、地域DXでは、全ての住民がデジタル化の利便性を享受できる地域社会の実現を目指

し、デジタルデバイドの解消を基本方針の第一としています。デジタルデバイドとは、インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差であり、これを解消するための対策が必要です。

対策としては、ＩＴ講習会やパソコン教室など、様々な取組が様々な層を対象に行われていますが、町では、今年度まで高齢者を対象とするスマートフォン教室を行い、これから住民向けのデジタル講習会等を実施することとしています。希望者を募る手挙げ方式の取組も重要ですが、各行政区におけるデジタル体験会や役場各課におけるデジタル推進員など、デジタルの活用に不安のある住民の相談に対応する方策が必要ですので、人に優しいデジタル社会をどのように実現するのかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、住民サービスの向上についてですが、行政手続のオンライン化については、議員ご説明のとおり、令和５年３月末時点では実施済みは29件でしたが、令和７年５月末時点では96件となっており、令和８年度までの目標120件に対する達成率は80%となっております。

なお、令和７年５月末時点の内訳は、実施済みとして住民記録関係が９件、地方税関係が14件、教育・子育て支援関係が30件、介護保険関係が11件、入札参加申込みなどその他手続が32件、未実施として道路・下水道関係が３件、生活環境関係が２件、災害対応等その他手続が19件となっており、目標達成に向け令和６年度に導入したオンライン申請システム等を積極的に活用し、取組を進めてまいります。

次に、発注・契約事務のシステム化についてですが、令和６年度の競争入札実施件数は240件で、うち171件、入札全体の71%は、秋田県と共同利用しております電子入札システムにより執行しております。

議員ご指摘のとおり、発注・契約事務は発注者・受注者ともに多数の工程があるため、システム化による効果も大きいものと認識しております。その一つに電子契約があります。電子契約は、従来の紙の契約書に代わり、インターネットなどの情報通信技術を利用して電子文書により契約を締結するものですが、受注者のメリットも大きいため、電子契約システムの早期導入を目指したく、秋田県町村電算システム共同事業組合において、希望町村と共同調達に向けて費用や機能面の比較検討を行い、早ければ今年度中の導入となる見込みです。

また、発注・契約に係る内部事務の効率化を目的とした契約管理システムについては、導入・

運用に際して多額の経費を要するため、他システムと同様に共同利用方式で導入できないか、同組合に要望してまいります。

次に、ペーパーレス化の推進についてですが、業務全体の省資源化による経費削減及び業務効率の向上等を目的としております。したがって、議会業務を含んだ概念でありますことにご理解をお願いいたします。

取組の状況については、現時点においては財務会計、文書管理、庶務管理及び備品管理の各事務の電子決裁と、町職員のみが出席する庁内会議のペーパーレスを実施しているところです。ご質問のタブレット端末を含む必要電子機器については、業務目的と内容に応じた選択が必要となることから、特定の電子機器の導入に関するアクションプランへの記載はあえて見送ったところですが、議会部局と町長部局が同一歩調で進めることを前提に、導入及び運用に係る費用と効果を精査しながら、アクションプランへの導入時期追記を検討してまいります。

次に、デジタル人材の育成と外部人材の活用についてですが、令和5年10月から登用しているDX推進アドバイザーの成果については4点あります。

1点目は、町DX推進基本計画及びアクションプラン立案に助言等をいただき、計画策定ができたこと。

2点目は、策定した計画に基づくDX推進事業の企画立案に助言等をいただき、交付金活用の事業実施ができたこと。

3点目は、国や他市町村の最新のDX施策と今後の動向等を情報提供いただき、幅広の情報入手が容易になったこと。

4点目は、町の窓口改革をテーマとしたBPR研修を実施して、職員の意識啓発が図られたことです。

こうした成果を踏まえ、今年度は「みさと版フロントヤード改革」の支援に重点的に取り組んでいただくこととなります。

フロントヤード改革の推進は、町DX推進基本計画の重点取組事項として掲げており、「行かない」「書かない」「待たない」「迷わない」窓口の実現に向け、今年度から庁内プロジェクトチームを立ち上げ、住民サービスの向上、業務の効率化、職員の人員配置の最適化を図ることができる「ワンストップ窓口」の実現に向けて検討しております。アナログでできることはすぐに実行し、デジタル技術を活用することで効果が見込めるものは、令和8年度または9年度で予算措置し、取り組んでまいりたいと存じます。

次に、デジタルデバイドの解消についてですが、町では希望する町民を対象に、スマートフォ

ンの初歩的な使い方からメールやインターネットへの接続のほか、LINEなどのSNSの活用などを学べる「スマートフォン・SNS講座」を令和4年度、5年度に生涯学習講座の定期講座として計21回実施しております。6年度は初歩的な内容に加え、町のDXを推進する観点から、町のオンライン申請や公式LINEの使い方なども学べる「スマートフォン基礎教室」として、総務省のデジタル活用支援推進事業に採択された民間事業のご協力を得て延べ11回開催しております。今年度も同様の取組を行い、デジタル機器並びにシステムに対する距離感を縮めていただきたいと思います。

また、主要携帯電話事業者が各店舗及びオンラインで行う無償の講習会も開催されており、デジタルの活用に不安のある町民がスマートフォン等を利用したオンライン行政手続などを学べる機会は、求めようとすれば求められる環境にあります。

学ぶ機会につきましては、こうした状況にありますので、議員ご提案の各行政区におけるデジタル体験などについては、行政区の希望がある場合に職員を派遣するよう検討してまいりたいと思います。

また、議員のご説明にありました役場各課に配置しておりますDX推進委員については、町DX推進基本計画及びアクションプランに基づく各課のDXの取組を推進することであり、デジタルに関する住民の相談に対応することは目的とはしておりません。そのため、デジタルの活用に不安のある住民の相談には、町DX推進本部を所管する企画財政課が窓口となって対応してまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「あります」の声あり）高橋邦武議員の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武） DXの推進につきましては、国、県、市町村がそれぞれ精力的に取り組んでおりまして、住民の生活があらゆる面でよりよい方向に変化していくことが重要であると思っております。特に、市町村は住民の生活に最も近いということですので、取組の力の入れ方次第で格差が生じる可能性がございますので、美郷町DX推進基本計画に基づく、先ほど町長から説明ありました住民の利便性向上と業務効率を図るみさと版フロントヤード改革には大いに期待しているところでございます。

今年度の県の取組を見ますと、産業面におきましては、スマート農業技術の普及等により持続的、効率的な農業生産体制を確立するということ。それから、産業面では企業間との連携によりまして、デジタル技術を活用する企業が新たな製品、サービスをつくり出して生産性を向上させ

るということを挙げておりますし、また、暮らしの面におきましては、防災に関する情報提供の充実ですとか、災害対応の迅速化、それから福祉医療関係では、急性期疾患に対応する遠隔画像システムですとか、介護ロボットの導入によります、介護業務の改善を支援するという予定としております。こうした取組の中で、市町村の要望に応じて県のほうではきめ細かく対応するという方針でございますので、国あるいは県のD X推進体制の構築に向けた施策事業につきまして、町のほうでも積極的に提言し、そしてそれを活用していただきたいと思っております。

それから、デジタルデバイドを解消するというよりも減らすというためには、特に高齢者向けに多様なニーズに応じましたデジタル技術の利活用を支援していくことが必要だと思っております。町長には、町民誰もがデジタル化の恩恵を享受いたしまして、町民に優しいデジタル社会の実現に向けまして、今後の施策、事業の推進方針につきましてご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員もご質問の中で触れておりましたが、日進月歩の分野でありますので、それぞれの変化をできる限り迅速に把握しながら、今日における進めているシステムとの整合性であったり、あるいは今後見込まれる新たな取組等の動向も注視しながら、町民に優しいD X推進に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで6番、高橋邦武議員の一般質問を終わります。

一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時51分）

（午前11時01分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

先ほど7番、深澤 均議員の一般質問の中で、町長の答弁の修正の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（松田知己） 先ほど、深澤議員の答弁において話をしました事業名が間違っておりましたので、おわびしながら修正、訂正いたします。

県における妊婦のための支援給付事業と申しましたが、県におけるあきた出産・子育て応援給付金が正しい名称でありますので、修正し訂正し、おわび申し上げます。

以上です。

◇長谷川 幸 子 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、14番、長谷川幸子議員の一般質問を許可いたします。長谷川幸子議員は登壇願います。

（14番 長谷川幸子議員 登壇）

○14番（長谷川幸子） 通告に従いまして、一般質問いたします。

5歳児健診の導入を。

発達障害などを早く発見し、安心の就学につなげることを目指す「5歳児健診」の全国的な実施に向け、国は2024年から市区町村の健診費用の助成を開始しています。

子供の発達状況などを確認する乳幼児健診は、1歳半と3歳での健診が母子保健法で義務づけられていますが、5歳児健診は自治体の任意で、美郷町においては実施されていません。

5歳児健診は、幼児期において幼児の言語理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適正な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としています。

群馬県藤岡市では、全ての5歳児を対象に月2回の検診日を設け、1次健診を保健センターで実施しています。会話や発音のチェック、「〇〇は何をするためのもの」といった概念形成の確認などを行う保健師の問診や、ほかの子供たちとの「集団遊び」を通して、行動やコミュニケーションの状況を確認しています。気になる行動が見られる場合には、保護者に2次健診の受診を勧め、必要に応じて子供が日常的に過ごす幼稚園や保育園での様子を専門家が観察するなどして、受診を勧める場合もあります。2次健診では、児童精神科の医師らがより詳細に観察をします。保護者が希望する場合は、個々の苦手分野に働きかける支援として、月1回程度、小集団や個別でコミュニケーションのトレーニングなどを行っています。また、保護者が相談できる場も設けています。同市では、毎年5歳児は350人ほどで、そのほとんどが1次健診を受診し、そのうち約2割が2次健診を受けています。市の担当者は、「個々に合わせた支援を行い、子供と保護者が安心して就学を迎えるためにも、5歳児健診は重要だ」と語っています。

国立成育医療研究センターの副院長小枝達也先生は、「落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子供たちは、小学校への就学後に環境に適応できず、不登校にな

ったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくない。5歳児健診によってそうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題なく学べるようになる。実際に、5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もある。小学校入学前の就学時健診もあるが、就学までの期間が短く、支援が難しい。また、子供の成長に不安を感じているが、相談できる場がなく、1人で抱えてしまう保護者も多い。我が子の特性を理解し、関わり方について保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要だ」と指摘されています。

早期発見で子供たちを救うことが可能となる5歳児健診の導入をご検討いただきたいと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

乳幼児の健康診査につきましては、母子保健法の規定により、議員ご紹介のように1歳6か月健診と3歳児健診が義務づけられております。本町におきましては、これに加え4か月児・7か月児・10か月児健診と2歳6か月児の歯科健診を実施するとともに、今年度からは1か月児健診も行っているところです。なお、本町における令和6年度の受診率は、1歳6か月健診で95.9%、3歳児健診で98.5%と高い受診率となっております。

各健診において、身体発達や精神発達の遅れなどの所見が認められる場合、専門医療機関や相談機関につなぐなど、児童や保護者が必要な支援を受けられるように体制整備をしております。

そのような中、国におきまして、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとし、母子保健医療対策総合支援事業において、1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成する事業が追加されたところです。町では、先ほど申しましたとおり、1か月児健診は今年度から実施しておりますが、5歳児健診につきましては、医師確保のための医師会との調整や、必要支援につなげるフォローアップ体制に関する関係機関等との協力構築など、多岐にわたる調整等が必要であるため、議員ご指摘のとおり、今年度は実施しておりません。

美郷町としては、医師会が令和8年度から5歳児健診に協力できるよう、各般の検討を進めている旨承知しておりますので、来年度から実施するよう準備を進めてまいります。

また、まずできる対応として、今年度から新たに町こども家庭センターにおいて、発達が気になる5歳児と保護者を対象とした幼児教室を6月から毎月1回開催し、専門講師や保育士から育児に関する情報や対処の仕方などを伝える取組を始めているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子） 続きまして、安心して搾乳できる環境づくりを。

現在、多くの人が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる「授乳室」の設置が進んでいますが、授乳室で「搾乳」もできることについて、まだ一般の理解が進んでいません。入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を絞る必要のあったある母親が、1人で搾乳室を利用していた際に、「赤ちゃんが一緒にいないのに1人で何をしているんだ」という、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題になっています。赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すると痛みが生じたり乳腺炎などを発症するおそれがあります。数時間ごとに「搾乳」する必要があるからです。しかし、職場に女性用の休憩室がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。

世界保健機構は、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。海外では、企業に対して従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。

しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示による行政施設や大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

出産や子育てへの支援を充実するため、本町においても授乳室でも搾乳しやすい工夫や職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

(町長 松田知己 登壇)

○町長(松田知己) ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、関連する「こどものえき」について申し上げます。

県では、子育て家庭がお出かけしやすい環境を整備するため、おむつ交換台、ベビーキープ、授乳スペースのうち2つ以上の設備を有している施設を「こどものえき」として認定しており、現在、町においては公共施設12か所、民間施設2か所の計14か所が認定されております。そのうち、美郷町役場庁舎、名水市場湧太郎、総合体育館リリオス、公民館の4施設には授乳室を整備しており、町ホームページ等で周知に努めているところです。その利用に際しては、施設内の職員にお声がけの上、ご利用いただくことにしており、授乳室の利用の仕方については、お子様連れでないと利用できないなどの制限はしておらず、議員ご説明のとおり、搾乳のためのご利用も可能となっているところです。

こうした状況の下、公共施設については、このたびのご質問を受け、今後、授乳室に搾乳の表記も併記するとともに、あわせて、搾乳器や保存容器を置けるテーブルなど、搾乳に適した備品を用意するほか消毒用品やウェットティッシュの配置など、衛生面に気を配り利用しやすい環境を整えてまいりたいと存じます。

また、民間施設に対しては、こうしたニーズにご理解いただくとともに、授乳及び搾乳の環境整備等にご配慮いただくようお願いしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長(森元淑雄) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

これで14番、長谷川幸子議員の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋議員

○議長(森元淑雄) 次に、3番、鈴木正洋議員の一般質問を許可いたします。鈴木正洋議員は登壇願います。

(3番 鈴木正洋議員 登壇)

○3番(鈴木正洋) 通告に従いまして、公共交通の在り方について、一般質問をいたします。

公共交通の路線維持には、さらなる利用促進が不可欠です。しかし、現状の情報発信は十分と言えるでしょうか。湯沢市はバスと乗合タクシーの情報をまとめたA4サイズ24ページの冊子「ゆざわの時刻表」を全世帯に配布しています。これは、主要な停留所の時刻や運賃表などを整理した、誰もが分かりやすく「公共交通を使いこなすためのガイドブック」となっています。ま

た、岐阜県中津川市は、高校生向けのバス利用案内を作成しており、バスではありませんが、仙北市も秋田内陸線の時刻表を全世帯に配布しています。

羽後交通も毎年春のダイヤ改正期に、バス時刻表を新聞折り込みで配布していますが、最近では新聞を購読していない家庭も多く、情報が届いていない人も多いと考えられます。加えて、大仙地区全体の時刻表であるため、文字サイズが小さく、美郷町内のバス停留所はごく一部しか掲載されていません。これでは使いやすい紙面とは言えません。

交通弱者の中には、バスに関する情報がないために、移動手段としてのバスの利用を思いつかない方もいます。美郷町も湯沢市に倣い、バスと乗合タクシーの利用につながる情報をまとめた冊子の配布を検討すべきではないでしょうか。町長のご見解をお聞かせください。

続いて、美郷町の公共交通のグランドデザインについてお伺いします。町民の皆さんから公共交通に関する様々なご意見をいただきます。「多くの人が乗るわけでもないのに、なぜあのバスは遠回りをするのか」「バス停をもう少し近くに移動できないか」「土曜日の乗合タクシーも、もう1便あれば助かる」など、妥当な内容のものも多いと受け止めています。

その個別部分だけを見れば改善できそうなこともあります。公共交通網は多くの要素が結びついたネットワークであるため、全体を見渡した上での解決策が求められます。美郷町の公共交通が、今後も「みんなの大切な足」として機能し続けるためには、その全体像を描き直す時期が来ていると強く感じています。

「美郷町地域公共交通計画」には、「乗合バスや鉄道、タクシー、乗合タクシーなどの交通手段の連携」「乗合タクシーは鉄道や乗合バスにつなぐ交通網の支線的役割を担う」といった記述があります。しかし、誤解を恐れずに言えば、現在の美郷町の公共交通網は幹線と支線の位置づけが明確でないため、乗合バスとタクシー及び乗合タクシーの事業者同士が、限られた乗客を奪い合っている状況にあるのではないのでしょうか。本来は交通空白域を埋めることが目的だった乗合タクシーがかえって路線バスの利用者を減少させているように思います。

関係者全員が納得できる公共交通のグランドデザインとするには、まず「背骨」に当たる幹線をきちんと決め、それに「肋骨」となる視線をつなげ、両者の役割は明確に分けることが重要です。

まず幹線として位置づけるべきは、JR本線と羽後交通の路線バス「横手・大曲線」です。これらは町外の自治体とつながる路線であり、通学や通勤、買物など、町民の日常生活における重要な移動手段となっています。今後も営業を続けてもらえるよう、利用率の向上を図る必要があります。

それに次ぐ「準幹線」となるのは、美郷町内の主要な公共施設を結ぶ「千畑・六郷・仙南のライン」です。千畑の「みさと福祉センター」から、六郷の町部中心を通り、仙南の「公民館」までを結ぶこのルートの近くには、乗合タクシーの目的地となっている「拠点施設等」の多くが位置しています。町民の移動ニーズを捉えた社会的便益性の高いルートだと言えます。

しかし、町内を縦断するこのルートは、千畑と六郷の間を羽後交通の路線バス「角館・六郷線」が結んでいるものの、六郷と仙南の間はバスが走っていない空白域となっています。このルートを一気通貫でつなぐ場合、民間事業者による路線バスよりも町が運営するコミュニティバスのほうが適していると考えられます。

「角館・六郷線」の現在の運行ダイヤは、1日5.5往復で、全便が平日だけの運行となっています。これでは準幹線としての機能を果たすことができません。幹線及び準幹線となる鉄道とバス路線が毎日休まず運行し、それに支線となる乗合タクシーなどが接続することで、初めて公共交通ネットワークが成立します。既存路線の維持ありきではなく、地域内の公共交通がどうあるべきかというゼロベースで考えなくてはなりません。

羽後交通の路線バスには、このほか「角館・六郷線」の千畑以北ルートと「千屋線」の路線がありますが、特に「千屋線」は平均乗車密度が約1人であるため、今後の営業継続はかなり厳しい状況にあると予想されます。このような民間事業者による路線バスの営業が成立しにくいところこそ、支線となるコミュニティバスや乗合タクシーで対応すべきだと考えます。

全国的に見ても、バス路線の廃止は増える一方です。路線がなくなる前に、公共交通の将来像を考えておく必要があります。現在の「美郷町地域公共交通計画」は、計画年度が令和8年度までとなっています。交通事業者との協議に際し、町は未来を見据えた公共交通の在り方を描いたグランドデザインを示すことで、積極的に議論をリードしてほしいと考えます。今後どのような方向性で取り組んでいくのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、バスと乗合タクシーの利用につながる情報をまとめた冊子の配布についてですが、美郷町地域公共交通活性化協議会が実施主体である予約制乗合タクシーの情報発信は、毎年4月に全戸配布しております「美郷町まちづくりガイド」で、制度の概要、利用方法、地域乗降所、拠点施設等、利用料金、時刻表をお知らせしており、同様の内容は町ホームページ及び広報美郷にも掲載しております。また、専用のパンフレットを作成し、拠点施設、乗降可能施設に持ち帰

り可能なものとして配置しているほか、運行委託しているタクシー事業者にも配布を依頼し、制度の周知と利用の促進を図っているところです。

一方、民間の交通事業者が運行する路線バスに関する時刻表は、議員ご説明のとおり事業者が新聞折り込みで配布されているほか、事業者のホームページにも周知されております。

こうした中、議員ご提案の冊子の配布についてですが、路線バスを利用することを前提に、乗合タクシーを利用しようとする方には双方の時間を1つの冊子で確認することができるため、異なる事業主体が連携した利用促進策の一つとして、一定の効果が考えられる一方で、美郷町には連携できる公共交通手段に路線バスのほかに鉄道や町内事業者が独自運行している町外行き乗合タクシーもあり、公平性の観点を踏まえて各事業者情報を網羅しますと、多様な接続が可能であるがゆえに、煩雑で分かりづらい冊子になる懸念があるほか、鉄道時刻やバス時刻、町内事業者の乗合タクシー時刻が変更された場合、その都度の修正が必要となることから、冊子の作成及び配布は難しいものと考えております。

次に、公共交通のグランドデザインについてですが、町では、令和4年3月に策定した美郷町地域公共交通計画において、「地域公共交通による移動・交流する機会の更なる創出」を基本方針として3つの目標を掲げ、5つの施策の目標達成に向けた取組を推進しております。

それを踏まえ、現在、乗合タクシー制度を実施しているわけですが、議員ご提案の民間事業者の路線見直しを含む町の未来を見据えたグランドデザイン策定と、それに基づく公共交通体系の構築は、見方を変えたと町内全域を対象に運行している現在の乗合タクシー制度を根幹から見直すこととなり、路線見直し等に伴う財政支出を想像しますと、かなり難しさが伴うものと存じます。

また、民間バス事業者の路線について、そもそもなぜ利用されていないのか、その理由が重要であり、議員がおっしゃいます路線バスとタクシーや乗合タクシーが、利用者を取り合っているとの認識は、利用者の視点に立てば違うのではないかと認識しております。また、空白地域においてコミュニティバスを運行する旨のご提案もさきに申しました乗合タクシーの見直しに伴いますので、現実的ではないものと認識いたします。

将来の公共交通の在り方は大切なことであり、議論すること自体はやぶさかではありませんが、複数の民間事業者を交える議論については、それぞれの利用促進がそれぞれの利用抑制にもつながる懸念があるほか、不要な混乱を生じさせる懸念もありますので、発言にはかなりの慎重さが求められます。

そのため、将来の公共交通の在り方については、町内利用者の利便性向上を意識し、まずは交

通事業者の事業見通しや課題などについて意見交換するところから始めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋議員の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋） 一言で言いますと、現状のままというお答えであったかのように思いますが、次なる計画を策定することに向かうことは確実だと思いますので、その際に少しでも改善に向かうように考えていただきたいと思います。

現在、町が交通政策に対して出している補助金としては、3つあるのではないかなと。1つはまずは路線バスの維持、続きまして、乗合タクシーの運行、これにそれぞれ1,000万円以上が出ています。もう一つあるのが、シニア元気いきいき券、高齢者へタクシーやバスなどに使えるその券を出しているわけで、こういう3つの施策が継ぎ足されて今の町内の移動が何とかなっていると、こういう状況ではないかなと。この3つの施策を別々の頭で考えるのではなく、施策として一体的に捉えて考えていくことが重要ではないかなと。総額で見た場合に、果たして、例えば今現在の交通網であり続けるのがベストな選択なのかどうかという、そういう根本的なところからも検討していただきたいと思います。

乗合タクシーについてはなんですが、ちょっと価格がサービス内容と見合っていないのではないかなと。それが先ほど私申し上げました、乗客を奪い合っているのではないかということの理由です。私、大曲や秋田市などで会合があるときは、バスや鉄道など公共交通機関を使うようにしていますけれども、可能な限りですね。六郷上町から大曲のバスターミナルまで乗って550円です。時々タクシーで六郷から飯詰駅まで行くことがありますけれども、これが2,000円かからない1,800円ぐらいですかね。ただ、乗合タクシーの場合、町の一番北、例えば千畑の黒沢から目的地としてはリリオスまで乗っても400円になるわけです。こういうような価格のバランスというのがちょっと崩れているのではないかなと。これだと、利用者としては安くて便利なほうがいいですから、タクシーよりも乗合タクシーに流れる、バスよりもそっちのほうがいいのではないかということになり、巡り巡って従来からある公共交通網の利用減少につながっていくと、私はそのように考えています。

通告書の中には、みんなの大切な足というところ、かぎ括弧で書きましたけれども、美郷町民の意識としては、あんまり公共交通のことにに関して意識がないのではないかなと。マイカーを使えない交通弱者だけのものという意識が強いのではないかなと思ひまして、そうではなく、公共

交通はみんなの大切な足なんだよというそういう啓蒙活動まで含めて、公共交通施策には取り組んでいただきたいなど。個人としては便利でも、社会全体で見ると移動に関する労働力を使うことになりますし、エネルギーも多大に使うことになりますから、社会全体で見ると効率が悪いと、行き先が同じ方向だったらなるだけ同じ公共交通に乗って向かったほうが社会全体のためになるんですよという、こういう公共交通利用の啓蒙活動まで含めて、次なるプランには取り組んでいただきたいと思います。松田町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

まずは、それぞれご紹介いただいた制度が継ぎ足しでというご認識のようですが、美郷町としては継ぎ足しという概念ではなくて、補強してという概念であります。

それから、乗合タクシーの利用料金が安いのではないかというご指摘ですが、今後の乗合タクシーの乗降の在り方の検討の中で、利用料金についても併せて検討していかざるを得ないのではないかと議論がありますので、必然的にその方向に行くだろうと認識しております。

また、社会全体の価値観と個人の利用価値観の差については、難しい概念だろうと思います。ただ、現実の問題として、住民の利便性向上という観点で考えた場合に、立つべき最初は町民の利便性向上となりますので、社会全体は、全てが個人の積み重ねにおいて社会の仕組みになりますので、そのバランスの取りようという部分が重要になるだろうと思いますので、次の計画策定に当たっては、公共交通機関とは一体何ぞやという部分についての意識啓発はしつつ、美郷町としてあるべき公共交通体系のありようについてもよく議論をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時34分）